



令和6年4月19日

精華町長 杉浦 正省 様

精華町都市計画審議会
会長 宗田 好史



相楽都市計画の決定・変更について（答申）

令和6年3月21日付けで諮問のあった下記について、令和6年4月19日に審議した結果、原案のとおり了承する。

記

- 第1号 相楽都市計画 用途地域の変更（案）について（精華町決定）
- 第2号 相楽都市計画 高度地区の変更（案）について（精華町決定）
- 第3号 相楽都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（案）について
（精華町決定）
- 第4号 相楽都市計画 特別用途地区の変更（案）について（精華町決定）
- 第5号 相楽都市計画 地区計画（精華台地区）の変更（案）について
（精華町決定）
- 第6号 相楽都市計画 地区計画（学研狛田東地区）の変更（案）について
（精華町決定）